

# 船舶保安管理基準

## 目 次

|     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| 第1章 | 目 的 ・ ・ ・ ・ ・      | 1 ページ |
| 第2章 | 船舶保安管理体制 ・ ・ ・ ・ ・ | 1 ページ |

## 船舶保安管理基準

### 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、ハイジャック、海賊、放火、テロ等の船舶に対する不法行為（以下、「船舶に対する不法行為」という。）の防止、船内における保安体制を維持するための基準を明確にし、もって旅客の安全と船内秩序の維持を確保することを目的とする。

### 第2章 船舶保安管理体制

(船舶保安規程)

第2条 経営トップは、船舶保安管理体制、船内における保安管理のために必要な手段、要領及び対策等の具体的な定めについては、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第11条第1項若しくは同法第24条第7号による船舶保安規程（以下「船舶保安規程」という。）の定めるところにより、その実施を図る。

- 2 安全統括管理者（船舶保安統括者）、運航管理者、副運航管理者、船長（船舶保安管理者）は、船舶保安規程の定めるところにより、相互に又、代理店及び港湾の関係者と協力して、船舶に対する不法行為の未然の防止、船内における旅客の安全の確保と秩序維持等、保安体制の維持、不法行為の発生時にとるべき措置及び保安訓練等を行なうこととする。
- 3 船舶保安規程は、機密漏洩の観点から関係者以外の者には厳秘とし、その取扱い及び管理は厳重にすることとする。

以 上